

2023（令和5）年4月14日

声 明

生活保護引下げ違憲訴訟（いのちのとりで裁判）大阪高裁判決について

生活保護基準引下げ違憲大阪訴訟原告団
生活保護基準引下げ違憲大阪訴訟弁護団
生活保護基準引下げ違憲訴訟を支える大阪の会
いのちのとりで裁判全国アクション
生活保護引き下げにNO！全国争訟ネット

本日、生活保護利用者らが、国及び各自治体を相手として、2013年から3回に分けて行われた生活保護基準引下げ（以下、「本件引下げ」という。）処分の取消等を求めた裁判について、大阪高等裁判所第1民事部（山田明裁判長）は、一審原告（以下、単に「原告」という。）36名に対し、原告らの請求を認容した一審大阪地裁判決（以下、「原判決」という。）を取消し、請求を棄却する逆転敗訴判決を言い渡した。全国29箇所の地方裁判所及び高等裁判所において、1000人を超える生活保護利用者らが闘ってきた同種事件における初の高等裁判所判決が、かかる判断を示したことには多大な失望と憤りを禁じ得ない。

全国初の請求認容判決であった原判決は、今回の引下げの名目とされた「デフレ調整」について、厚生労働大臣が「生活扶助相当CPI」なる独自の物価指数により生活実態と大きく乖離した過大な下落率を導き出した計算方法が「統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性」を欠き違法であると正当な判断を示していた。

ところが、本判決は、生活保護法8条の定めを無視して、厚生労働大臣に健康で文化的な最低限度の生活の具体化にかかる広範な裁量を認め、専門的知見との整合性に関する審査については、違法となる場合を「確立した専門的知見との矛盾が認められる場合」に限定してしまった。これにより、本判決は、被告国の主張をそのまま丸のみし、「一定の合理性がある」との薄弱な根拠で、原判決が違法とした「デフレ調整」のみならず、他の地裁で違法と判断されている「ゆがみ調整」の2分の1処理についても、いずれも適法であるとの判断をした。しかも、原告らが訴える窮状については、「国民の多くが感じた苦痛と同質のもの」とであると切り捨ててしまった。かかる判断は、厳しい生活の中、司法に期待をして立ち上がった原告らを裏切り、少数者の人権を救済する司法の役割を放棄するものであって到底容認できない。また2022年5月以降言い渡された10の判決のうち8つが認容判決であり、本件引下げが違法な「統計不正」であるという司法判断の流れは確立しつつあったところ、本判決は、こうした流れに逆行する特異で説得力を欠く判断である。

31年ぶりという記録的な物価高の中、生活保護利用者の生活は益々苦しくなっている。2014年12月19日の大阪地裁への提訴から8年以上が経過し、既に12名もの原告が命を落とした。原告らには高齢者・傷病者が多く、一刻も早い解決が切実に求められている。

私たちは決してあきらめない。国が、引き下げられた全ての生活保護利用者らに対して真摯に謝罪し、2013年引下げ前の生活保護基準に戻し、生活保護利用者らの健康で文化的な生活を保障するまで断固として闘い続ける決意である。

以 上